

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
利益相反ポリシー

〔平成 17 年 3 月 29 日
制 定〕

改正 平成 21 年 3 月 31 日

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)は、我が国の加速器科学(高エネルギー加速器を用いた素粒子・原子核に関する実験的・理論的研究、生命体を含む物質の構造・機能に関する実験的・理論的研究、並びに加速器の性能向上に関する研究及び関連する基盤技術に関する研究を指す。)の総合的発展の拠点として研究を推進するとともに、国内外の関連分野の研究者に対して研究の場を提供すること等を目的としている。

これこそが、最も重要な社会的貢献といっても過言ではないが、最近の急激な社会変化のもとでは、多様な社会への対応が求められている。

機構が行う活発な研究活動等からは、様々な成果が創出されており、機構は、これまでもその社会的活用を図ってきているところである。

機構としては、今後とも共同研究、受託研究及び特許等のライセンスといった産学公連携活動を積極的に推進していくことにより社会貢献していくために、利益相反ポリシーを定めるものである。

1 利益相反ポリシーの目的

利益相反とは、役員及び教職員等並びに機構が、外部から得る経済的利益等と機構における研究教育等との責任が衝突する状況をいう。

本ポリシーは、産学公連携活動をはじめとする社会貢献を公正かつ効率的に推進するため、役員及び教職員等への利益相反による弊害を抑え、安心して産学公連携活動等に取り組める環境の整備を図ることを目的とする。これにより、社会からの信頼を維持しつつ社会貢献を行うものである。

2 利益相反の対象者

この対象者は、当面、次のとおりとする。

- (1) 役員及び教職員
- (2) 共同研究員等

なお、社会的信頼確保の観点から、必要に応じ大学院生についても対象者とする

3 利益相反の対象行為

当面、利益相反が想定されるケースは、以下のとおりである。

- (1) 企業等の兼職、共同研究、受託研究等、機構内外において行う社会貢献活動
- (2) 企業等から、一定額以上の金銭又は便益の供与若しくは株式等の経済的利益を得る場合並びにサービスの提供を受ける場合等

4 利益相反マネジメント体制

利益相反に関するマネジメントを適正に行うため、「利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

本委員会においては、ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかどうかの調査審議・勧告、社会への情報公開等を行う。

この活動を円滑に推進するため委員会に以下の体制を整備する。

- (1) 「研究費等受入審査会」を設置し、利益相反ポリシーとの整合性を踏まえつつ研究費等の受入れの可否等について審議を行う。
- (2) 相談窓口として「利益相反アドバイザー」を置く。

5 不服申し立て

役員及び教職員等は、委員会の勧告等に不服がある場合には、申し出により委員会に再度の審議を求めることができる。

この場合、委員会が再審議を行い機構長が最終決定する。また、委員会はその遵守についてモニターする。

6 情報公開・開示

機構は、利益相反に関する情報を適切に公表することにより社会への説明責任を果たすものとする。

附 則

このポリシーは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月1日）

このポリシーは、平成21年4月1日から実施する。